

タブレット端末等購入費等貸与について

授業や自宅学習にタブレット端末等を活用したい奨学生を支援するために、貸与制度を拡充し、「タブレット端末等購入費等」として奨学資金を加算できるようにしています。
なお、このタブレット端末等購入費等は、奨学資金（本体）と同様、返還が必要です。

- 要件 次のすべての要件を満たす**兵庫県高等学校教育振興会の奨学生が対象**になります。
 - ① 自らの学習のためにタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルすること。
 - ② 当会で既にこのタブレット端末等購入費等にかかる貸与を受けていないこと。
 - ③ 市町村等からタブレット端末等購入等にかかる給付や貸与を受けていないこと。

※ 県立学校については、BYOD (Bring Your Own Device) 導入による教育用端末（タブレット等）が、非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、無償貸与される制度がありますので、ご注意ください。
- 貸与金額 定額 70,000円
- 申請方法 貸与希望者は、申請書「タブレット端末等購入費等貸与願」を在学する学校に提出。申請書は在学する学校から受け取るか、当会のホームページからダウンロードしてください。
- 申請結果 学校を通じて通知
- 貸与時期 予約奨学生のうち、早期送金希望者は2月（3月）
その他の奨学生は、貸与決定後順次
- 返 還 奨学資金貸与終了後、口座振替等により7年以内で返還
返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」提出時に選択

*タブレット端末等購入費等のみの貸与はできません。

現在奨学生でない生徒は、奨学資金（本体）の申請が必要です。（随時受付）

＜奨学生の要件＞

- ① 高等学校、中学教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。
- ② 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。
- ③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。

（収入額の目安：4人世帯で年収680万円程度以下）

奨学資金（本体）については、「奨学資金の貸与を希望する皆さんへ」をご覧ください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>)
TEL：078-361-6640